

令和 7 年度大分県子育て支援員研修事業委託業務仕様書

1. 委託業務名

令和 7 年度大分県子育て支援員研修事業委託業務

2. 目的

県内において保育及び子育て支援の仕事に関心を持ち、保育所及び認定こども園における保育業務及び子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、保育及び多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための子育て支援員研修を実施し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 委託業務内容

(1) 子育て支援員研修

「子育て支援員研修事業の実施について（令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 111 号、こ支家第 189 号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知）」及び「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について（令和 6 年 3 月 30 日こども家庭庁成育局成育環境課事務連絡）」に基づき、研修の企画・運営及び研修修了者に対する修了証書等の作成・交付を行う。

ア 研修の企画・運営

- ①研修の日程、会場等の設定
- ②研修内容の企画及び講師の選定
- ③研修開催案内の作成、周知
- ④受講申込みの受付
- ⑤受講者の決定及び受講決定、開催通知等の送付
- ⑥研修で使用する資料等の作成
- ⑦研修に必要な設備、教材、機器等の準備
- ⑧研修当日の運営、受講者本人確認
- ⑨研修レポート等のとりまとめ
- ⑩研修受講者名簿、修了者名簿、受講状況確認一覧の作成
- ⑪テキスト、受講者名簿、修了者名簿等の成果物の引渡

イ 研修修了者に対する修了証書等の作成・交付

ウ やむを得ない理由により欠席した受講者への補講の実施

(2) 子育て支援員フォローアップ研修

「子育て支援員研修事業の実施について（令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名知）」に基づき、大分県子育て支援員研修修了者を対象にしたフォローアップ研修を行う。

- ①研修の日程、会場等の設定
- ②研修の内容の企画及び講師の選定
- ③研修開催案内の作成、発送
- ④受講申込みの受付
- ⑤受講決定、開催通知等の送付
- ⑥研修で使用する資料等の作成
- ⑦研修に必要な設備、教材、機器等の準備
- ⑧研修当日の運営、受講者本人確認
- ⑨研修レポート等のとりまとめ
- ⑩研修受講者名簿、受講状況確認一覧の作成
- ⑪テキスト、受講者名簿等の成果物の引渡

5. 事業の内容

(1) 4 (1) の事業内容

ア 研修対象者

育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において保育及び子育て支援の仕事に関心を持ち、保育業務及び以下の子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者。

- ①家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）の家庭的保育補助者
- ②小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）B型の保育士以外の保育従事者
- ③小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）C型の家庭的保育補助者
- ④事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）（利用定員19人以下）の保育士以外の保育従事者
- ⑤一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の一般型（令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号文部科学省初等中等教育局長、こども家庭庁成育局長通知「一時預かり事業の実施について」別紙「一時預かり事業実施要綱」（以下「一時預かり事業実施要綱」という。）4（1））の保育士以外の保育従事者
- ⑥「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について」（令和7年3月31日こ成保第257号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「乳児等通園

支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」 3（5）②アの乳児等通園支援従事者

イ 研修方法、研修項目・科目及び研修時間数等

- ①「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める次の内容を基本とし、その内容を上回るものとする。
- ②研修はeラーニングによる実施も可とするが、心肺蘇生法は実技講習（集合研修）、演習は集合研修又はオンライン（リアルタイム配信（双方向通信））、見学実習の代替となる講義・演習については、集合研修での実施とすること。

区 分	科 目	時間数【単位:時間】
基本研修		8. 0
	① 子ども・子育て家庭の現状	1. 0
	②子ども家庭福祉	1. 0
	③子どもの発達	1. 0
	④保育の原理	1. 0
	⑤対人援助の価値と倫理	1. 0
	⑥児童虐待と社会的養護	1. 0
	⑦子どもの障がい	1. 0
	⑧総合演習	1. 0
専門研修（選択）		
	地域保育コース	
	共通科目	15. 0
	①乳幼児の生活と遊び	1. 0
	②乳幼児の発達と心理	1. 5
	③乳幼児の食事と栄養	1. 0
	④小児保健Ⅰ	1. 0
	⑤小児保健Ⅱ	1. 0
	⑥心肺蘇生法	2. 0
	⑦地域保育の環境整備	1. 0
	⑧安全の確保とリスクマネジメント	1. 0
	⑨保育者の職業倫理と配慮事項	1. 5
	⑩特別に配慮を要する子どもへの対応 （0～2歳児）	1. 5
	⑪グループ討議	1. 5
	⑫実施自治体の制度について	1. 0
	選択科目・地域型保育	6. 0 + 実習2日
	①地域型保育の概要	1. 0
	②地域型保育の保育内容	2. 0
	③地域型保育の運営	1. 0
	④地域型保育における保護者への対応	1. 5
	⑤見学実習オリエンテーション	0. 5
	⑥見学実習	2日

※専門研修・選択科目の⑥見学実習は、実習と同程度の内容を担保する「講義・演習」（1日）に代えるものとする。

ウ 受講定員・実施回数

基本研修及び専門研修の「地域保育コース」（共通科目・選択科目「地域型保育」とも）を最低２回ずつ実施すること。９月末までに開催する研修の受講定員を２００名以上とし、３月末までに開催する研修の受講定員（合計）を３００名以上とすること。

(２) ４(２)の事業内容

ア 研修対象者

原則、令和６年度大分県子育て支援員研修を修了した者。

イ 研修項目・科目及び研修時間数等

① 次の内容を基本とし、その内容を上回るものとする。

② 研修の講義は原則として対面方式で実施すること。

ただし、やむを得ない事情により対面方式で実施できない場合は、オンライン（リアルタイム配信（双方向通信））での実施も可能とする。

内 容	業務に携わる中で生じた相談・質問を中心としたもの。
時間数等	１回３時間程度

ウ 受講定員・実施回数

研修の受講定員（合計）を２００名とすること。ただし、１回あたりの受講定員を５０名以上とし、２回以上実施すること。１回あたりの受講定員、実施回数については、事前に県と協議すること。

(３) 共通事項

ア 研修会場の設定

- ・受講者が研修を受講しやすいよう公共交通機関等を利用しやすい会場、又は自家用車での受講に支障がない規模の駐車場のある会場を、できる限り設定すること。

イ 日程の設定

- ・受講者が研修を受講しやすい日程、時間を設定すること。
- ・１回目の基本研修及び専門研修の「地域保育コース」（共通科目・選択科目「地域型保育」とも）は、９月末までに修了すること。ただし、やむを得ない事情により９月末までに修了できないと県が認める場合はこの限りではない。

ウ 講師の選定

研修科目・内容に対する専門的な知識及び経験を有する者を講師として選定すること。

エ 研修で使用するテキスト等の準備

- ・講師が選定する教材を使用するほか、受託者が作成した補足資料を使用することとする。
- ・受講者から研修の内容等に関する意見等を聴取するため、アンケートを作成、実施し、結果を県に報告すること。

6. 実施手続き

(1) 受講申込み及び決定

受講者の募集・決定にあたっては、事前に県と協議すること。

(2) 修了証書等の作成・交付

受託者は、別に定める様式により、修了証書を作成のうえ、交付する。

また、基本研修修了者から申請があった場合は、別に定める様式により、子育て支援員研修（基本研修）修了証書を作成することとし、一部科目修了者からの申し出があった場合は、別に定める様式により一部科目修了証書を作成のうえ、交付する。

なお、これらの証書等を交付するにあたっては、交付の日付、修了者氏名等を記載した名簿を作成し、作成後遅滞なく、県にこれを引き渡すこと。

7. 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、原則として受講者等が負担するものとする。ただし、受講者に過度に負担がかかることを避けるため、実費負担の一部を委託料により賄うことも可とする。

8. 留意事項

- ・業務遂行にあたっては、総括責任者を定めること。
- ・事業計画、予算及び事業運営上重要な項目については、事前に県と協議すること。その他、研修の実施に関して疑義が生じた場合は、その都度県と協議すること。
- ・研修の実施状況及び研修受講者からの反応等について、県から報告を求められた場合は、誠実にこれに対応すること。

- ・業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。
- ・業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合はこの限りでない。
- ・eラーニングで実施する場合には、受講者別に個人ID及びパスワードの発行等による本人確認を行うこと。また、講義動画の視聴ログ管理機能を有すること。
- ・単元や項目ごとに確認テストやレポート課題等を設けるなど、受講者の理解度が確認できる工夫をすること。
- ・研修修了者の就職先については、大分県公式保育士就業支援サイト保育おおいた（以下、保育おおいた）等を活用した就業支援が想定される。このため、研修中に保育おおいたのチラシを配布する等の周知を行うこと。

9. 参考資料

事業実施にあたっては次の資料の内容を十分理解した上で、事業実施の参考とすること。

- (1) 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知）
- (2) 「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」（令和6年3月30日こども家庭庁成育局生育環境課事務連絡）